

担当課名	クリーンセンター
案件名	1,2号炉ガス冷却水ヘッダー管修繕
案件の概要	1,2号炉ガス冷却水ヘッダー管の修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和5年12月8日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	4,125,000円（うち消費税375,000円）
契約期間	契約を行った日～令和6年3月29日
随意契約とした理由	<p>本業務は、クリーンセンター焼却施設の1,2号炉ガス冷却水ヘッダー管の交換修繕を実施するものである。</p> <p>ガス冷却水は、燃焼で発生した高温ガスを冷やすためにガス冷却室に水を噴霧させてガス温度を下げて運転範囲内になるように制御するのに使用している。</p> <p>しかし、噴霧させるための水配管の腐食が著しく漏水や目詰まりをおこしており、ガス冷却が十分行えない状態である。安定した焼却運転に支障を来しているため修繕が必要である。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。また、市民生活に影響が出ないよう、ごみ焼却施設の運営を行いながら修繕を進めていく必要があり、安全性についても十分な配慮が必要となる。作業員と施設運転管理者とで綿密な打合せを行い、細心の注意を払いながら修繕を進めていく必要があることから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>